

## 🏠 ご注意ください!

1. 本制度は、建物の除却（解体）にかかる費用を助成するための制度です。
2. 本制度を利用した除却（解体）後の土地活用方法の制限はありません。
3. 助成の申請者（対象者）は、建物の登記上の所有者です。（法人も可。）
4. 除却（解体）をしようとする建物に抵当権等が設定されている場合は、助成対象外となりますので、抹消手続きを行ってください。

※注1 ⑤ 除却工事契約締結は、④ 交付決定通知日以降でないと助成対象外となります。

※注2 ⑥ 除却事業着手届の提出は、除却工事を着手した日から7日以内に提出してください。

※注3 ⑦ 除却事業完了届の提出は、除却工事が完了した日から7日以内に提出してください。

※注4 ⑧ 除却事業実績報告書の提出は、除却工事が完了した日から30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに提出してください。

## 除却（解体）事業手続き手順

